コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

TOMEN DEVICES CORPORATION
最終更新日：2015年6月26日
株式会社トーメンデバイス
代表取締役社長　妻木 一郎
問合せ先：経営企画部長　山口 孝
証券コード：2737
http://www.tomendevices.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

従業員、取引先、地域社会といった企業を取り巻く関係者の利害関係を調整しつつ株主の利益を最大限尊重し、企業価値を高めることが経営者の責務であり、取締役会の監督機能、監査役会の監査機能及び社内諸規程・組織・業務分掌等を含めた内部統制システムを有効に発揮させることによって、健全で持続的な成長を確保することがコーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。
また、社内の法令遵守に対する倫理観の浸透並びに情報開示の適切性、透明性及び信頼性の確保に努めることも、経営者の基本責務であると考えております。

当社は、経営理念である「先端ニーズの未来を見据え、最新の情報でグローバルなパートナーシップを構築します」に基づき、公正で透明性のある事業活動を行うとともに、ステークホルダー（利害関係者＝株主、従業員、顧客、地域住民、環境など）に対し、社会的責任（CSR:Corporate Social Responsibility)を果たすため健全な企業経営の推進に努めております。

そのための行動指針を以下のとおり定めております。

1. 法令及び社会規範の遵守
・法令及び社会規範を遵守し、公正で透明性を堅持し、社会から信頼される事業活動を行います。
2. 顧客との信頼関係の維持
・公正で健全な取引を行うことで、顧客との信頼関係の維持継続に努めます。
3. 適切な企業情報の開示
・適正な情報管理を行うとともに、企業情報は適切に開示いたします。
4. 自由闊達で活力ある組織・企業風土の醸成
・社員の個性、能力が最大限発揮できる職場環境を整備し、自由闊達で活力ある組織・企業風土の醸成に努めます。また、社内のコミュニケーションを密にし、情報の共有化を図ります。
5. 環境の保全と事業活動との調和
・国際社会の規律を守り、地球環境の保全に努めます。事業活動においても環境保全に配慮した省資源、省エネルギー商品等の提供とサービスを行い、環境保全との調和を目指します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
豊田通商株式会社	1,811,000	26.60
株式会社トーメンエレクトロニクス	1,599,000	23.50
日本サムスン株式会社	832,000	12.20
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	648,600	9.54
EIZO株式会社	105,500	1.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	57,700	0.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	52,400	0.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口１）	32,100	0.47
BBH FOR FIDELITY GROUP TRUSTBENEFIT (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	31,500	0.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口６）	31,100	0.46

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	豊田通商株式会社 （上場：東京、名古屋）（コード） 8015

補足説明

豊田通商株式会社は、当社及び株式会社トーメンエレクトロニクスにとって共通の親会社であるため、当社に対して最も大きい影響力を持っております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社からの事業上の制約はなく、当社は独自に事業活動を行っており、また、親会社グループとの取引に際しては市場価格等を勘案した一般取引先と同様の条件に従っており、親会社からの一定の独立性が確保されております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社等が議決権の50.1%を所有し、取締役の過半数が親会社等の出身者であるため、親会社等の経営方針が、当社の事業活動や経営判断において影響を与える可能性があります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
金子　根千	他の会社の出身者					○						
稲津　雅弘	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、eおよびfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金子　根千		＜略歴＞ 昭和57年４月　新光商事株式会社入社 平成７年10月　サムスン電子ジャパン株式会社（現 日本サムスン株式会社）入社 平成20年５月　同社 執行役員 平成22年12月　同社 常務（現任） 平成25年１月　同社 取締役（現任） 当社は日本サムスン株式会社との間に、仕入れ等の取引関係があります。	当社は、サムスングループの市場戦略に沿ってエレクトロニクス分野のトータルソリューション商社を目指すことを経営戦略の基本と捉えております。同氏が社外取締役に就任することにより、同社とのより一層の関係強化及び情報収集が期待できます。 また同氏は、半導体事業に関する深い見識を有しており、当社経営に対する積極的な意見及び提言をいただけるものと判断いたします。
稲津　雅弘	○	＜略歴＞ 昭和54年４月　トヨタ自動車工業株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社 平成11年１月　トヨタ自動車株式会社 第１電子技術部電子実験室室長 平成16年１月　同社 EHV技術部主査 平成20年６月　同社 HV電池ユニット開発部部長 平成23年６月　トヨタテクニカルディベロップメント株式会社 取締役 平成24年６月　同社 常務取締役 平成26年６月　同社 専務取締役 平成27年６月　当社 取締役（現任）、トヨタ自動車株式会社 電子技術統括部主査（現任）	同氏は、トヨタ自動車株式会社において長年勤務し、その業務を通して自動車市場及び技術に関する幅広い知見を有しているだけでなく、トヨタテクニカルディベロップメント株式会社においては役員として直接経営に携わり、企業経営に関する専門的な見識も有していることから、当社の経営上、有用な意見・助言が期待でき、かつ当社のコーポレート・ガバナンスをさらに充実することができると判断いたします。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】
監査役は、会計監査人の年間監査計画策定時、四半期レビュー時及び期末監査時に、報告・説明会の定期的な会合に加え、会計監査人の往査時にも情報及び意見の交換を行っております。
また、会計監査人が海外支店に往査する場合には同道し、往査結果について意見交換を行います。

【監査役と内部監査部門の連携状況】
会社の業務活動を厳正中立の立場から検証し、その遵法性並びに経営諸資料の正確性及び信頼性を確認するため、監査室を配置し、「内部監査規程」に基づき、社内の各部門の業務運営状況を監査しております。
監査役は、取締役会への出席、取締役・重要な使用人からの報告・説明などの聴取、重要な会議へ出席するほか、効果的かつ効率的な監査を行うため、監査対象・内容について監査室と連携し監査役監査を実施いたします。また、監査室監査終了後の監査講評会に出席し、監査室長より監査結果の説明を受け、必要に応じ適宜監査役としての意見を述べております。さらに監査室と連携して、内部統制システムの有効性の評価、検証、改善を実施し、内部統制システムの実効性を確保しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
湯山　勉	他の会社の出身者					○								
神尾　潔	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
湯山　勉		＜略歴＞ 平成2年4月　三共生興株式会社入社 平成17年7月　株式会社トーメンエレクトロニクスリスク管理部部長 平成21年6月　当社監査役（現任） 平成21年10月　株式会社トーメンエレクトロニクスERM部長（現任） 株式会社トーメンエレクトロニクスは当社の大株主であり、当社の親会社の子会社であります。同社は、当社とともに、豊田通商株式会社グループのエレクトロニクス事業部門の中核子会社に位置付けられており、当社がサムスングループの半導体及び電子部品の取り扱いに特化しているのに対し、同社はサムスングループ以外の外国系半導体メーカーの半導体及び電子部品を取り扱うことで棲み分けております。 また、同社とは重要な取引はなく、取引に際しては、市場価格等を勘案した一般取引先と同様の条件に従っております。	審査、法務及びリスク管理に関する豊富な経験を有しているため招聘したものであります。
神尾　潔	○	＜略歴＞ 昭和47年10月　株式会社米沢製作所（現NECパーソナルプロダクツ株式会社）入社 平成8年7月　米沢日本電気株式会社 海外技術部長 平成13年7月　同社パーソナルコンピュータ技術統括部長 平成13年10月　NECカスタムテクニカ株式会社（現NECパーソナルプロダクツ株式会社）ノートPC事業部長 平成14年7月　同社パーソナルコンピュータ事業部長 平成15年7月　NECパーソナルプロダクツ株式会社執行役員 マーケティング本部長 平成20年4月　同社執行役員常務	当社の主要市場の一つであるPC事業の知識と経験が豊富であり、また役員経験もあることから、これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の社外監査役として反映していただくことを期待したためであります。 独立役員に指定した理由は、以下のとおりであります。 同氏が勤務していたNECパーソナルプロダクツ株式会社及び現在勤務している株式会社タカハタ電子は共に当社の取引先ですが、両社とも主要な取引先には該当しないと認識しております。また、両社は、当社、豊田通商株式会社及び株式会社トーメンエレクトロニクスの意思決定に対する影響力は有しておりません。 同氏と当社の間には監査役報酬のみであり、

		平成20年6月　同社取締役 執行役員常務 平成23年6月　当社監査役（現任） 平成23年10月　株式会社タカハタ電子 専務執行役員 株式会社タカハタ電子とは重要な取引はなく、取引に際しては、市場価格等を勘案した一般取引先と同様の条件に従っております。	その金額は一般に公正妥当なものと認められるものと認識しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新　2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役が受ける報酬については、一定金額報酬として定めることとし、その支給水準については、役員報酬に関する内規に基づき、取締役及び監査役の職務の内容及び当社の状況等を勘案し、相当と思われる額としております。取締役へのインセンティブ付与に関する施策は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬を開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

経営企画部が窓口となり、取締役会資料の早期配布、また必要に応じて、議案の内容等の事前説明を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、監査役制度を採用しております。取締役会は、取締役会規程に基づき、定時取締役会を原則として月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しております。
取締役の員数について、10名以内とする旨を定款で定めております。
また、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うが、累積投票によらないものとしております。
監査役会は、監査役3名（内、社外監査役2名）で構成されており、取締役会等の重要な会議に出席し取締役の業務執行状況を把握・監視できる体制となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しております。就任している取締役は7名、うち社外取締役は2名であり、社外取締役を含め全員が積極的に発言し、迅速な経営判断を行える体制となっております。また、監査役は3名で、うち社外監査役は2名で、その中の1名は東京証券取引所規則の定める独立役員に指定されており、監査体制の更なる強化を図っております。

当社は、世界トップクラスの半導体メーカーであるサムスングループ製半導体及び電子部品の日本におけるマーケティングを目的として設立され、少数精鋭かつスピードある経営と、優れた情報収集力と技術力を背景に、サムスングループ及び取引先との長期的な視野に立った信頼関係を確立し、今日まで半導体の専門商社として成長を遂げてまいりました。今後も当該スタンスを維持していく所存であり、当社のビジネスモデル、規模等を考慮すれば現在のガバナンス体制が最適であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。また株主総会終了後、株主懇談会を開催し、株主の皆様との対話を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、株主総会終了後に、株主を対象に株主懇談会を開催し、会社概要、現状、通期見通しについて説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算及び第2四半期決算発表後に、決算説明会を開催し、社長自身が決算説明を行っております。また、アナリスト、マスコミ及び機関投資家向けの個別取材に関しても、可能な限り社長自身が説明するよう努めております。	あり
IR資料のホームページ掲載	株主及び一般投資家向けに社長が経営方針等を具体的に説明しているほか、決算関連資料、適時開示資料及び有価証券報告書等の対外発表資料を掲載し、積極的にIR資料の開示に努めております。また、海外投資家からも当社の事業内容を理解していただけるよう、英文ホームページの充実にも取り組んでおります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部 広報・IR室にIR担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、地域社会、株主、顧客、従業員とその家族といった多くのステークホルダーとの調和を目指し、社会から厚い信頼を得るために、役職員一人ひとりの行動のよりどころとして、2006年7月にトーメンデバイスグループ経営理念及び行動指針を制定し、経営理念の実現に向けた活動を行っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」認証を2004年1月22日に取得しております。これに伴い、環境理念及び6つの環境方針を定めたトーメンデバイス環境憲章を制定し、遵守に努めております。CSR活動に関しましては、当社の行動指針の基本概念として社会的責任（CSR）を果たすための健全な企業経営の推進に力を入れております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の行動指針には、「適切な企業情報の開示」が規定されており、これはすべてのステークホルダーに対し、当社の事業活動等の経営情報・企業情報を的確にタイムリーに開示するよう、全社的に取り組むものであります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は内部統制システム構築の基本方針に基づいて内部統制の整備に注力してまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会倫理、社会的責任を果たすために行動指針を策定し、取締役及び使用人に周知徹底させる。この徹底のためにコンプライアンスに関する研修等を実施し、取締役及び使用人の知識・認識を向上させる。
また、内部監査規程に基づく定期的な内部監査部門による内部監査を通し、内部統制システムの有効性の評価・検証及び改善を実施し、内部統制システムの実効性を確保する。
さらに、取締役及び使用人の違法若しくは不正行為、反倫理的行為、またはそれらの恐れのある行為の早期発見、その是正を目的に内部通報制度を設置し、取締役及び使用人の適正な職務執行の遂行に資するものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報、文書については、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。取締役及び監査役は、これらの情報をいつでも閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の事業及び業務全般に係るリスクを抽出、評価し、その対応策の立案及び管理体制の整備を行う組織として、担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。管理対象とするリスクについてはそれを主管する部門が当該リスクに関する規程等を定め、リスク管理の体制構築及び運用・管理を行い、リスク管理の状況を定期的にリスク管理委員会に報告するものとする。
また、同委員会は法令及び倫理の遵守、企業の社会的責任の遂行等に関する立案・管理体制の構築・整備を併せ行うものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例の取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行います。また、機動的な運営を可能にするため、定款にて書面決議が行える旨を定めております。
業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画及び各年度予算等の全社的な目標を策定し、各部門においてはその目標達成に向け進捗状況及び業績管理を行います。

5. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の子会社、関連会社（以下、関係会社）については、関係会社管理規程に基づき管理を行い、当社グループに係る重要事項については事前協議、報告を求める。
その業務執行の状況に関しては、担当取締役及び所管部門が同規程に従い管理及び監督し、関係会社の業務の適正を確保する。また、関係会社のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに取締役及び監査役に報告するものとする。
当社は、当該規程に基づき、関係会社に対する適切な監査を実施することにより、また、関係会社における業務プロセスのモニタリングを通じて、リスクの早期発見と未然防止に努め、グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築を行う。
子会社で重要事項決裁に関する規程・職務権限等を定め、責任明確化・意思決定プロセスの明確化を図り適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。
親会社との関係については、親会社グループ基本理念の精神を共有した上で、経営の独立性を確保しつつ、親会社の関係部門と連携し、グループ全体での業務の適正を確保する体制の構築に努める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役と監査役が協議し使用人の配置を行うものとする。その場合は、当該使用人の任命、異動、評価等人事権に係る事項の決定には監査役会の同意を得るものとし、当該使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人、子会社の取締役・監査役及び使用人は、定期的もしくは随時に、または当社監査役の求めに応じ、当社監査役に対し、業務に関し所要の事項を報告するものとする。
取締役及び使用人、子会社の取締役・監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、また、取締役及び使用人、子会社の取締役等による違法または不正な行為を発見したときは監査役に報告するものとする。
その周知徹底を図るためにコンプライアンスに関する研修等を有効活用する。
また、内部監査部門の内部監査結果については、監査役に報告するものとする。内部通報制度による通報情報については、受付責任者はその内容、講じた措置等について監査役に報告するものとする。
なお、取締役及び子会社の取締役等は、監査役への報告者がその報告を理由として不利な扱いを受けない体制を整備する。

8. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行において生ずる費用が発生した場合、またはその前払の請求を行う場合は、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の監査が実効的に行われるために、代表取締役社長と監査役は定期的な意見交換会を開催するものとする。
また、監査役が取締役の重要な意思決定の過程及び業務執行状況を適切に把握できるよう、監査役は取締役会のほか、予算会議等の重要会議に出席できるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

行動指針に基づき、公正で透明性のある事業活動を行うとともに、ステークホルダーに対し、社会的責任を果たすため健全な企業経営の推進に努めます。
反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、組織的に対応し、利益の供与は一切行いません。
そのため、対応統括部署及び不当要求防止責任者を設置し、対応マニュアルを整備すると共に、定期的に研修を実施することで社員の意識向上を促すものとします。
また、顧問弁護士、警察等関連機関と緊密に連携し、反社会的勢力に対する対応体制の強化を図ります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ、買収防衛策を導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜会社情報の適時開示に係る社内体制の状況＞
会社情報の適時開示等規則に準拠した、会社情報（重要な内部情報）の具体的な内容をインサイダー取引管理規程に定め、社長が指名する情報取扱責任者（管理本部長）が部門の内部情報管理者（本部長・部長）と連係して、会社情報の管理と適時開示に当たっております。
会社情報の適時開示に係る業務の具体的な仕組みは、次のとおりであります。

1. 各部門の従業員等は、重要な内部情報に該当すると思われる事実が発生したときはただちに部門の内部情報管理者に報告し、報告を受けた部門の内部情報管理者は情報取扱責任者に報告し協議します。

2. 情報取扱責任者は、当該情報が開示すべき会社情報に該当すると判断したときは、具体的な内容を記載した開示書類を広報・IR室で起案させ、社長に報告し、取締役会に諮ったうえ、開示書類を公表します。

